

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約後公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成25年4月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名

校舎管理業務委託(駐在)

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

校舎内における整備管理、電話窓口の対応業務

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

平成25年12月31日から平成26年1月2日の3日間を除く。

平日17時20分から19時20分まで

休日15時30分から17時30分まで

2 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

住 所(所在地): 輪島市河井町15部13番地17

氏 名(名 称): 公益社団法人 輪島市シルバー人材センター

3 契約の相手方とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当し、見積書の金額が予定価格の制限の範囲内であったため。

4 契約年月日

平成25年4月1日

5 契約金額

625,536円

6 担当課

住 所: 輪島市門前町広岡5の3

所 属: 石川県立門前高等学校

連絡先: TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009